

2025年度 法科大学院研究生募集要項

愛知大学法科大学院は、修了生を対象とした研究生制度を設けています。研究生として許可された場合、法科大学院教員より研究上必要な指導を受けること、担当教員の許可があれば、授業科目を聴講することも可能です（単位の認定はありません）。

研究生を志望される方は、以下の諸点にご留意のうえ、所定の手続きをしてください。

I. 出 願 手 続

（１） 出願資格

本学法科大学院を修了した者

（２） 出願期間及び受付時間

〈春学期〉2025年2月25日（火）～2025年3月 3日（月）

〈秋学期〉2025年8月25日（月）～2025年8月29日（金）

〈受付時間〉

平 日 9：00 ～ 17：00 （ただし、12：00 ～ 13：00を除く）

（３） 出願受付場所

大学院事務課車道事務室

※郵送による出願は受け付けません。

（４） 出願書類

- ① 愛知大学法科大学院研究生志願書（兼履修科目登録申込書）・・・・・・・・・・1枚
- ② 研究生証用写真票（春学期から秋学期への継続の場合は提出不要）・・・・・・・・1枚
- ③ 許可通知用封筒（長形3号/出願者の住所・氏名明記の上、84円分の切手貼付のこと）1枚
- ④ 縦3cm×横2.4cm、カラー写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2枚
（最新3ヵ月以内に撮影したもの、上半身・正面・脱帽・背景無地、スナップ写真の切り抜き・インスタント写真は不可、コイン式証明写真自動撮影機は可）

※ 写真の裏面に氏名を記入のこと。

※ 2枚のうち1枚は上記①「愛知大学法科大学院研究生志願書」、もう1枚は上記②「研究生証用写真票」に添付のこと。

- ⑤ 司法試験の成績の写し（成績通知書が届き次第速やかに提出）

【以下⑥について、秋学期研究生出願者は必ず提出すること】

- ⑥ 秋学期の研究計画書（提出期限・方法等は別途ご案内します）

【以下⑦について、司法試験合格後に必ず提出すること】

- ⑦ 司法試験合格体験記（提出期限・方法等は別途ご案内します）

（５） 出願上の注意

- ① 当該年度に開講しない科目、正規生の履修者がいない科目等、科目によっては聴講が許可されない場合があります。
- ② 提出書類不備の場合は受け付けません。

Ⅱ. 選考および手続き

(1) 選考

研究生は、別紙「愛知大学法科大学院研究生選考細則」に基づき法務研究科教授会が選考し、学長が許可します。

選考にあたっては、出願書類の他に、選考に必要と思われる資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査決定後の手続き

- ① 審査結果は、郵送で通知します。
- ② 許可決定者には手続き書類を送付します。通知書記載の指定期日までに手続きを完了してください。
- ③ いったん納入した研究料は原則として返還致しません。
- ④ 必要に応じて面談を実施する場合があります。

(3) 研究料

春学期 50,000円 秋学期 150,000円

※研究料の納入期限は、春学期は4月下旬、秋学期は9月下旬を予定しておりますが、「短答式試験成績発表」において合格となっている者に限り、納入手続きを保留とし、「合格発表」の結果をもって、個別に対応させていただきます。詳細については、許可通知でお知らせします。

(4) 研究生証(身分証明書)発行手数料

研究生証発行手数料 1,000円(当該年度に限り有効)

「研究生証」は、研究期間終了後速やかに大学院事務課車道事務室に返却してください。

Ⅲ. 研究生の取扱い

- (1) 「研究生証」を交付します。
- (2) 担当者の許可を受けた場合に限り、授業科目を聴講することができます。
- (3) 在学中に貸与したノートパソコンの継続利用を認めますが、新たに貸借契約書を締結します。また、司法試験合格後、所定の期日までに必ずご返却いただきます。
- (4) メールアカウントは別途お知らせします。在学中のアカウントは使用できません。秋学期も研究生を継続した場合は、同じアカウントを使用します。メディアゾーンの利用等の認証に利用するセンターアカウントも同様です。メディアゾーンでの印刷枚数は在学生と同数です。
- (5) 「通学証明書」、「学生旅客運賃割引証明書」の交付を受けることはできません。
- (6) 研究生の指導及び施設の利用については、別紙「愛知大学法科大学院研究生の指導及び施設の利用等に関する規程」をご参考ください。
- (7) 司法試験合格後、「司法試験合格体験記」を所定の期日までに必ずご提出いただきます。

Ⅳ. その他

- (1) 授業開始 春学期 4月8日(火)
秋学期 9月22日(月)
- (2) 聴講希望科目は「授業時間割表」、「ガイドブック」、「Live Campus」等で確認の上、選択してください。
- (3) 許可通知以後の大学からの連絡は、学生への連絡と同様に原則として掲示により行います。見落としのないよう掲示には常に注意してください。
- (4) 許可通知が届くまでの間は、許可される事を前提として、施設・設備の利用や授業の聴講をしてください。

▼願 書 提 出 先▼

大学院事務課車道事務室 〒461-8641 名古屋市東区筒井二丁目10-31

TEL (052) 937-8115 (直通)